

# 民法と相続税法の取扱いの相違を学ぶ

## ～民法と相続税法の違いを具体的に解説～

相続税法には相続に関する様々な規定があります。「相続人」「相続財産」「相続開始の日」「遺産分割」「遺留分侵害額請求」等々です。これらの規定は相続税法にはなく民法にあります。相続税法は基本的に民法の規定を借用し民法の上で動いている税法であり、相続税法を理解するためには民法知識は必須です。

民法を知っていれば相続税法が理解できるかという、そういうわけにはいきません。課税の都合で民法と異なった取扱いがいくつもあります。ここで、民法と相続税法の取扱いの違いを学んでみましょう。

### 概要

1. 相続の開始
  - ・相続開始があったことを知った日
2. 相続人
  - ・養子の扱い
  - ・生まれる前の胎児の扱い
  - ・特別縁故者・寄与者・特別寄与者
3. 相続財産
  - ・配偶者の取得財産
  - ・特別受益があった場合の加算の計算
4. 遺産分割
  - ・遺産分割の期限
  - ・未分割の場合
  - ・遺産分割協議のやり直し
5. 配偶者居住権
  - ・配偶者居住権の期間等民法と相続税法の相違
6. 相続財産
  - ・みなし相続財産

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

### 講師

MJS税経システム研究所 客員研究員

### 税理士 武田 秀和（たけだ ひでかず）

略歴：昭和50年4月 東京国税局総務部採用(国税専門官第5期) 以後、東京国税局資料調査課、東京派遣監察官室、浅草、四谷、東村山、杉並各税務署資産課税部門に勤務

平成20年8月 武田秀和税理士事務所設立

主な著書：『相続税の重要テーマ解説』『贈与税の重要テーマ解説』『一般動産・知的財産権・その他の財産の相続税評価ポイント解説』『遺産分割と遺贈の相続税実務ポイント解説』以上税務研究会、『小規模宅地等の特例』『不動産の売却にかかる譲渡所得の税金(第2版)』『譲渡所得の基礎・徹底解説』『相続税調査はどう行われるか』『借地権(第3版)』以上税務経理協会、『相続事業承継を取り巻く法務と税務』法令出版 他多数

### 受講料

当日会場受付にて申し受けます

- 近畿税制研究会 会員(1名) ……無料
- 同上 2名以上1名につき ……1,100円(税込)
- 会員以外の税理士会 会員 ……7,700円(税込)

※テキストのみの販売はいたしておりません。

※本研修会は近畿税理士会の「研修規則」に定める36時間研修に該当します。

### 日時

2025年7月15日(火) 13:30～16:30 (13:00開場)

### 会場

ホテルグランヴィア大阪 大阪市北区梅田3-1-1  
20F 名庭の間 TEL:06-6344-1235

### 定員

80名  
(先着順／定員になり次第締切)

研修受講申込書 FAX：06-6312-3699 ※申込締切日 7/4 (金)

|      |   |                |                                                            |
|------|---|----------------|------------------------------------------------------------|
| 貴所名  |   | 受講区分           | <input type="checkbox"/> 会員 ・ <input type="checkbox"/> 非会員 |
| ご住所  | 〒 | TEL            |                                                            |
|      |   | FAX            |                                                            |
| 受講者名 |   | 税理士登録番号<br>※必須 |                                                            |

※ お申し込みの際にご記入いただくお客様の個人情報は、受付業務にあたり名簿作成を行いお客様へ対応する上で必要なものです。また、今後開催される研修会のご案内をするために、お預りした情報を利用させていただくことがあります。当会では、記入していただいた情報を適切に管理し、お客様の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。ご案内が不要なお客様は、当会にお申し付けください。

◆ 入会ご希望の場合は、右記に☑をつけてください。入会申込書をご送付いたします。

入会申込書希望



お問い合わせ先

近畿税制研究会 事務局 担当：梅原 <https://www.kinzeisei.com>

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F TEL:06-6312-3690